

政令第百九号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二二七・一 号の一」を「第二二七・一 号の一の（一）」に改める。

第四条の二第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 特例申告に係る指定貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の発給を受けている旨

(税関長が当該指定貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めためたものである場合及び当該指定貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。)の総額が二十万円以下の場合を除く。)

八 特例申告に係る指定貨物であつて第六十一条第一項第二号口(1)又は(2)に規定する貨物(以下この号において「非原産国経由貨物」という。)について同号の便益の適用を受けようとする場合には、当該指定貨物が非原産国経由貨物である旨(当該指定貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

第四条の二第四項中「次条第一項第七号」を「次条第一項第九号」に、「第八号」を「第十号」に改める。

第四条の十二第二項第四号中「第六十一条第一項」を「第六十一条第一項第一号」に、「第六十条の二に規定する便益を含む」を「第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く」に改め、「算出した価格」の下に「。次号及び第六号において同じ。」を加え、同項第七号を同項第九号と

し、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めためたものである場合及び特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）。

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

第三十六条の三第二項中「第六十一条に規定する書類」を「第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）」に改め、同条第三項中「第五十一条の十二第三項」を「第五十一条の十二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規

定するシンガポール協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号口(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号口に規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

第五十一条の四第二項中「第六十一条に規定する書類」を「第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号及び第二号に定める書類を除く。）」に改める。

第五十一条の十二第二項中「第六十一条に規定する書類」を「第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ①又は②に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

第六十一条を次のように改める。

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条 法第六十八条第二項（輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益（次号の便益を除く。）を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。）の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかかな貨物に係るものを除く。）

二 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この号において「シンガポール協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する

場合 次に掲げる書類

- イ 当該貨物がシンガポール協定第三章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの（ロにおいて「シンガポール原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「シンガポール協定原産地証明書」という。）
- ロ 当該貨物がシンガポール原産品であつて、かつ、シンガポールからシンガポール以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（ロにおいて「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、シンガポールから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「運送要件証明書」という。）
- (1) シンガポールから非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において

運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

(2) シンガポールから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため輸出された貨物で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

2 前項第一号の原産地証明書は、同号の便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならぬ。

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の

申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4 シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてシンガポール協定附属書ⅡBに定める事項を記載し、かつ、当該貨物の輸出の際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後その事由により相当と認められる期間内）に、当該貨物の輸出者の申告に基づきシンガポールにおいてシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。

5 シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の検査）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。

6 シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知の日を含む。）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。

7 運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 当該貨物の記号、番号、品名及び数量

二 非原産国における当該貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類

三 前号の積卸しがされた非原産国における当該貨物の取扱いの状況

8 運送要件証明書は、第一項第二号口①又は②に規定する貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。

第八十七条第二項中「施設において購入した物品であつて、当該施設」を「旅客ターミナル施設におい

て購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設」に改める。

別表第二中「宮城—仙台」を「宮城—仙台」に、「大阪—関西国際」を「大阪—関西国際」に、「大分—大分」を「大分—大分」に改める。

(関稅定率法施行令の一部改正)

第二条 関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「、同表第二二八・二九号の一に該当するブランドー及び第二二八・九号の一の(一)のAに掲げるフルーツブランドー、同表第二二八・三〇号に掲げるウイスキーのうちアルコール分が五パーセント以上のもの(ニリットル未満の容器入りにしたものを除く。)」を削る。

第一条の三第九号中「物品」の下に「(同表第二二六・九号の二の(二)のDの(b)に掲げるものを除く

。）」を加え、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 法の別表第二五 一・ 号の一に掲げる物品

第十六条の三第十八号中「施設において購入した物品であつて、当該施設」を「旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設」に改める。

第五十二条第一項中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に、「次の表の上欄の各号に掲げる輸出貨物の製造に使用される同表の中欄の当該各号」を「果実、ジャム、マーマレード、果汁、清涼飲料水、乳酸飲料、トマトケチャップ若しくは野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの、リキユール、加糖粉乳、加糖練乳又はこれら以外の貨物で財務省令で定めるもの（以下この条及び第五十四条において「果実の缶詰等」という。）の製造に使用される次の各号」に改め、「これについて」を削り、「同表の下欄の当該各号に掲げる」を「当該各号に掲げるものに応じ当該各号に定める」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度以上に相当するもの） 果実の缶詰等中に含まれるしよ糖の量と等量のこの号に掲げる輸入原料品について納付した関税の全額（附帯税の額を除く。）

二 砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度未満に相当するもの） 果実の缶詰等中に含まれるしよ糖の量の九十五分の百までの量のこの号に掲げる輸入原料品について納付した関税の全額（附帯税の額を除く。）

第五十二条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に、「前項の表の中欄の当該各号」を「同項各号」に、「同表の上欄の各号に掲げる輸出貨物」を「果実の缶詰等」に、「当該輸出貨物」を「当該果実の缶詰等」に改める。

第五十三条の四第二項中「同項の表」を「同項各号」に、「第五十四条第一項」を「第五十三条の四第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第五十二条の表の上欄の各号に掲げる輸出貨物」を「果実の缶詰等」に、「同表の中欄の当該各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条第三項中「第五十二条第一項の表中「払戻

し額」とあるのは「控除額」と、「を」第五十二条第一項各号中」に改める。

第五十六条の二中「もどし税」を「戻し税」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該保税地域の所在地を所轄する税関長と当該輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該申請書に当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出することができる。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 航空機の部分品等の免税」を「第二章 航空機部分品等の免税」に、「第三章 宇宙開発用物品等の免税(第十一条 第十三条)」を「第三章 削除」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

「第二章 航空機の部分品等の免税」を「第二章 航空機部分品等の免税」に改める。

第七条の見出しを「(免税の対象となる物品の指定)」に改め、同条中「航空機に使用する部分品並び

に航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材は、次に掲げる物品」を「物品は、次に掲げるもの」に改め、同条に次の二号を加える。

四 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット又はこれらを開発するためのロケットの部分品

五 宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので財務省令で定めるもの

第八条の見出しを「（航空機部分品等の免税手続）」に改め、同条第一項第三号中「前条第三号」の下に「又は第五号」を加える。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十一条から第十三条まで 削除

第十九条第一項の表第一号中「七十六円」を「六十七円」に、「百十三円」を「九十九円」に改め、同表第二号中「五十七円」を「五十円」に改め、同表第三号中「八十一円」を「七十一円」に改め、同表第四号中「六十九円」を「六十一円」に改め、同表第五号中「百二十五円」を「百九円」に、「百二十七円

「を「百十一円」に改め、同表第六号中「七十四円」を「六十四円」に改め、同表第七号中「八十七円」を「七十六円」に改め、同表第九号中「二百三十三円」を「百八十五円」に改め、同表第十号中「百三十二円」を「百十五円」に改め、同表第十一号及び第十二号中「八十七円」を「七十六円」に改め、同表第十三号中「二百三十四円」を「百八十五円」に改める。

第三十八条第一項中「、第四十三条及び第六十条」を「及び第四十三条」に、「平成十二年度」を「平成十四年度」に改める。

第四十四条第三項第十五号中「のうちたてメリヤス編みのもの」を削り、同項第十六号中「第六一・一五項」を「第六一類」に改め、同条第五項を削る。

第四十六条第一項中「並びにその製品の輸入の予定時期及び予定地」及び「及び加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の貨物を輸出しようとする者は、同項の輸出申告書に、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなければならない。ただし、その輸出の際に当該貨物に係る加工又は組立

ての契約の全部又は一部が行われていない場合には、この限りでない。

第四十七条に次の二項を加える。

2 前条第二項ただし書の規定により、同条第一項の輸出申告書に、同条第二項の加工又は組立てのために輸出するものであることを証する書類を添付しなかつた場合においては、前項の輸入の申告は、同条第一項の貨物を輸出した者の名をもつてしなければならない。

3 前項の場合においては、第一項の加工又は組立てを証する書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 第一項に規定する製品の品名及び数量
二 第一項に規定する輸出された貨物の記号、番号、品名、数量、輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号

三 その他財務省令で定める事項

第四十九条第二項中「第七三号」の下に「、第七四号」を加える。

第五十三条中「第五十八条第一項及び第六十条第一項において同じ。」を削る。

第六十二条第十四号中「第二二七・一 号の一及び二」を「第二二七・一 号の一の(一)及び二」に改め、同条第十五号中「第二二八・六 号に掲げるウオッカ並びに同表」を削り、同条第十八号を次のように改める。

十八 削除

第六十三条第一項第三号中「及び第十八号から第二十号まで」を「第十九号及び第二十号」に改め、同条第四項中「から第十九号まで」を「から第十七号まで、第十九号」に、「当該物品が同条第九号」を「当該物品が同条第六号」に改める。

第六十六条第一項中「若しくは第五条」を削る。

第六十七条の三第一項第二号中「施設」を「旅客ターミナル施設」に改め、「物品の販売」の下に「特定旅客への引渡しを含む。」を加える。

第六十七条の五第二項中「施設において購入したこと」を「旅客ターミナル施設又は特定販売施設において購入したこと（当該特定販売施設において購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設において引渡しを受けたことを含む。）」に改める。

第六十七条の六第一号中「特定販売場の名称」の下に「（法第十条の四第一項の特定販売施設において販売した場合にあつては、販売した物品の当該特定旅客への引渡しを行つた特定販売場の名称を含む。）」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条第九項」を「第七条第三十項、第八条第十一項若しくは第三十三項若しくは第九条第九項」に改め、同条第四号中「又は第七条第一項」を「、第七条第一項又は第七条の七第六項」に改め、同条第九号中「第十五条第二項」を「第十四条第一項、第十五条第二項」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六項中「に規定する輸入申告」を「の規定に基づく輸入の申告（第十六条の二第二項におい

て「輸入申告」という。」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付額）

第十六条の二 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額とする。

一 法第十四条第一項の規定の適用を受ける課税物品につき課された消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）

二 前号に規定する課税物品に係る消費税の課税標準（消費税法第二十八条第三項（課税標準）に規定する課税標準をいう。以下この号において同じ。）から法第十四条第一項各号に掲げる規定により還付される関税額を控除した金額を消費税の課税標準として計算した場合に課されるべき消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）

2 前項に規定する第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額は、同項第一号に規定する課税物品に係る輸入申告及び当該物品の品名ごとに計算するものとする。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第六条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び別表第一の二」を削る。

第二条第一項中「並びに同表第二二八・六号及び」を「及び同表」に改める。

第三条第一項中「及び別表第一の二」を削る。

別表中「又は別表第一の二」及び「二二八・六」を削り、同表期間の欄中「平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで」を「平成一四年三月三十一日まで」を「平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで」に、「平成一三年一月一日から平成一四年三月三十一日まで」を「平成一四年四月一日から同年九月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「五五、三 トン」を「五二、一 トン」に、「六八、二 トン」を「四八、四 トン」に、「一、九九七、七 トン」を「二、二二七、一 トン」に、「一三四、四 トン」を「一四七、五 トン」に、「三一、六 トン」を「三九、五 トン」に、「一四、八 トン」を「一、二 トン」に、「三五、九 トン」を「三六五、九 トン」に、「八八、二 トン」を「八五、二 トン」に、「四、一 トン」を「七、九 トン」に、「一八、七 トン」

を「二二、一 トン」に、「四、 トン」を「三八、 トン」に、「四九、八 トン」を「五、六 トン」に、「一三五、四 キロリットル」を「一六、九 キロリットル」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の二、第四条の十二、第三十六条の三、第五十一条の四、第五十一条の十二及び第六十一条の改正規定は、新たな時代に於ける経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(関稅定率法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の関稅定率法施行令第五十二条第一項の表第二号の上欄に掲げる貨物でこの政令の施行前に輸出されたものに係る関稅の払戻しについては、なお従前の例による。

(関稅暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第六条第一項に規定する石油化学製品の原料とし

て平成十四年三月三十一日までで使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。